

令和 8 年度介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金交付要綱

(通則)

第 1 条 介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金（以下「補助金」という。）は、秋田県財務規則（昭和 39 年秋田県規則第 4 号。以下「財務規則」という。）及び秋田県健康福祉部長寿社会課関係補助金等交付要綱に定めるところによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 物価高騰に伴う施設等の負担軽減を図るため、光熱水費等に対して補助する。

(補助対象施設)

第 3 条 申請開始日時点で運営を継続している別表に掲げる施設等とする。ただし、令和 9 年 3 月 31 日までに廃止・休止になることが明らかになっている施設等は除外する。

(補助基準額及び補助率)

第 4 条 サービス種別ごとの基準額は、別表に定める額とし、補助率は 1 / 2 とする。

(基準日)

第 5 条 申請開始日とする。

(申請及び実績報告)

第 6 条 この補助金の交付を申請する者は、様式第 1 号による申請書（財務規則第 24 条の規定による）及び実績報告書（財務規則第 255 条の規定による）を令和 9 年 1 月 15 日まで知事に提出するものとする。

(変更手続)

第 7 条 事業者は、この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請内容を変更（補助事業の 20 % 以内の軽微な変更を除く。）して追加交付等の申請を行う場合には、様式第 2 号による申請書及び実績報告書に関係書類を添えて知事に提出するものとする。

(交付の決定及び通知)

第 8 条 知事は、この補助金について、事業者から第 6 条による申請手続き又は第 7 条による変更手続きがあった場合は、その内容を審査の上、適当と認めた場合は、交付すべき額の交付決定を行い、財務規則第 250 条の規定により交付決定の通知をするものとする。

(不支給決定通知書)

第9条 知事は、前条の申請を審査し、補助金を支給することが不適当と認めるときは、補助金の不支給を決定し、様式第3号による不支給決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(状況報告)

第10条 知事は、補助事業の実施に関して、申請者に対し、報告を求めることができる。

(不当利益の返還)

第11条 知事は、補助金の支給を受けた後に申請に係る対象施設等が支給要件に該当しないことが明らかとなった者又は申請内容を偽りその他不正の手段により補助金の支給を受けた者に対して、すでに支給した補助金の返還を求めるものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月9日から施行する。

別表 光熱水費等助成に関する補助対象及び補助基準額

区分	サービス種別	基準額
入所系等	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム	定員1名当たり13,600円に基準日時点の定員数を乗じた額 (補助額) $13,600円 \times 定員数 \times 1 / 2$
複合系	小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護	宿泊サービス定員1名当たり13,600円に基準日時点の定員数を乗じた額+通いサービス定員1名当たり9,400円に基準日時点の定員数を乗じた額 (補助額) $(13,600円 \times 宿泊サービス定員数 + 9,400円 \times 通いサービス定員数) \times 1 / 2$
通所系	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション	定員1名当たり9,400円に基準日時点の定員数を乗じた額 (補助額) $9,400円 \times 定員数 \times 1 / 2$
訪問・相談系	訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与・販売、居宅介護支援	1事業所当たり104,000円 (補助額) $104,000円 \times 事業所数 \times 1 / 2$
備考 1 空床利用型の短期入所生活介護事業所、医療系サービスみなし指定事業所は補助対象外とする。 2 各介護予防サービスは補助対象外とする。 3 複数のサービス種別を運営している事業所等は、サービス種別ごとの基準額を合算できることとする。ただし、訪問系については、同一の事業所が同一の所在地において、上記に掲げる複数の訪問系サービスを提供している場合であっては、1事業所とみなす。 4 以下の施設等は補助対象外とする。 ・申請開始日以降に新規開設された施設等 ・申請書及び実績報告書の提出時点で廃止・休止になることが明らかになっている施設等		